

議 事 録

会議名	平成30年度第3回寒川町指定管理者選定委員会会議		
開催日時	平成31年3月11日（月）、午前9時30分～午前12時00分		
開催場所	寒川町役場本庁舎2階 災害対策本部室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>《出席委員》 条例第12条第3項第1号に規定する学識経験者 公認会計士、社会保険労務士、神奈川大学法学部准教授、 寒川町まちづくり推進会議からの推薦委員 ※委員名は寒川町情報公開条例第5条第4号の規定により非公開としています。</p> <p>条例第12条第3項第2号に規定する町職員 常盤副町長（委員長）、深澤企画部長（副委員長）、野崎総務部長、 中島町民部長、亀山福祉部長、伊藤健康子ども部長、畑村環境経済部長、 黒木都市建設部長、廣田拠点づくり部長、古谷教育次長、小林消防長</p> <p>《欠席委員》 新藤議会事務局長</p> <p>《対象施設の職員》 長岡賢一（教育総務課長） 畠山学（都市計画課長）、 亀井正人（健康・スポーツ課長） 戸村孝（協働文化推進課長） 内田武秀（福祉課長） 鈴木隆俊（福祉部参事兼高齢介護課長）</p> <p>《事務局職員》企画部企画政策課 高橋陽一（課長）、三澤忠広（主査）、山下道治（主任主事）、 赤崎平（主任主事）</p>		
議 題	(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について (2) その他		
決定事項	条例第12条第1項第2号の諮問に対する答申（調査審議）		
公開又は非公開の別	非公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	委員の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため [規則第7条]

議事の経過

○開会

○議題

(1) 指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について

(委員長) それでは、議題の『指定管理者制度導入施設における管理の状況（総括評価）について』ということで、審議を進めます。最初に、モニタリング評価制度の概要と本日の進め方について、事務局より説明をお願いします。

(委員長) それでは、モニタリング評価制度の概要と本日の進行について、ご説明させていただきます。資料は、参考に添付しております、「寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について」をご覧ください。まず、こちらの2ページ（PDFでは4ページ）をお開きください。寒川町におけるモニタリング評価は、(1)の「モニタリング」と(2)の「総括評価」に分けて実施しています。モニタリングは、毎年度9月・2月の年2回以上実施しておりまして、実際の業務内容に着目した確認作業と、指導・監督を行っております。それに対し、総括評価は、毎年度2月に実施し、年間の事業計画などがきちんと履行されているかといった点に着目し、1年間の管理業務を総括した評価を行っております。なお、本来であれば、年度明けに各指定管理者より年度報告書が提出されたことを以て、総括評価を行うべきではございますが、寒川町におきましては、次年度の協定や事業計画に速やかに反映させていきたいという理由から、この時期に、見込みの値による評価を行っております。本日皆様にご確認いただくのは、この総括評価の内容となります。続く3ページ（PDFでは5ページ）の上段、2のモニタリング評価の対象をご覧ください。モニタリング評価の実施にあたっては、各施設を2つの類型に分類しております。類型Ⅰは、指定管理者の選定が非公募で行われた、もしくは、施設の設置目的から利用者等が限定されている施設でございまして、健康管理センター、地域集會施設、福祉活動センター、ふれあいセンターが、これに該当します。これらの施設は、地域活動や福祉・健康づくりなど、町の政策・施策の推進に特化した施設であり、そのため、モニタリング評価でも町の主体的な評価を実施している施設です。対して、類型Ⅱは、指定管理者の選定が広く公募で行われ、かつ制限なく、どなたでもご利用いただける施設を位置づけております。具体的には、総合図書館・文書館、公民館3館、総合体育館、田端スポーツ公園が、これに該当します。なお、今年度10月にオープンいたしました「パンプトラックさむかわ」につきましては、今後、体育館との一体的な管理を行う必要があることから、指定管理者を非公募により選定しております。したがって、本来の分類によれば、施設類型Ⅰとなる施設ではございますが、今後、施設類型Ⅱである総合体育館との一体的な管理を予定敷いておりますことから、今回は施設類型Ⅱとして、評価を行っております。続いて、ページを少しお進みいただき、16ページ（PDFでは18ページ）をお開きください。こちらは、今回皆様にお配りいたしました総括評価票でございます。このページには、施設類型Ⅰの施設用の総括評価票を、次のページには、施設類型Ⅱの施設用の総括評価票を掲載しております。この帳票の見方を簡単にご説明させていただきます。16ページ（PDFでは18ページ）施設類型Ⅰ用の帳票をご覧ください。横向きの票の中頃にモニタリング結果が掲載してございますが、こちらは、9月及び2月に各施設所管課が行ったモニタリングの結果と、主な指摘事項が記載されております。このモニタリ

ングの結果も踏まえ、施設所管課が年間の管理状況について評価を行い、一番右の評価欄に、特記事項とともに記載してございます。また、帳票の下段にはそれらの評価結果を踏まえた各施設所管課のコメントを総括評価として記載してございます。また、モニタリング及び総括評価において付けております、「◎、○、△、×」といった評価については、どういう基準で付けたのかという区分を、帳票の右下に掲載してございます。また、この区分は、モニタリング、総括評価、共通でございます。なお、この評価区分につきましては、昨年度モニタリング評価を実施した結果、施設ごとの評価基準にバラつきが見られたため、今年度においては、各施設の評価基準を可能な限り統一したところでございます。したがって、昨年度の評価と比べますと、施設により若干、良し悪しの変化が出ているところでございますので、ご承知おき頂きますよう、よろしくお願いたします。次に 17 ページ (PDF では 19 ページ) の施設類型Ⅱの帳票をご覧ください。評価項目など、基本的なフォーマットは類型Ⅰのものと共通でございますが、2 点違う部分がございます。まず 1 点目は、モニタリング結果の欄でございます。項目としては変わりありませんが、施設類型Ⅱでは、類型Ⅰの施設と比べ、より広く皆様にご利用いただいている施設であることから、町職員以外の目も入れるという意味で、外部モニターによる確認も行っております。ここに記載しているモニタリング結果については、外部モニターの確認内容も踏まえたうえで、施設所管課が付けたものでございます。なお、外部モニターについては、6 ページに記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。2 点目として、帳票右側にございます総括評価欄が類型ⅠとⅡで異なっております。モニタリング結果を踏まえ、施設所管課が年間の評価を行うという点は変わらないのですが、類型Ⅱでは、さらに指定管理者による振り返りを行っております。指定管理者による振り返りの内容が「一次評価」として記載されており、施設所管課は、その内容も踏まえたうえで、年間の評価を二次評価として実施してございます。また、各評価項目の考え方については、次のページから「各モニタリング評価項目の説明」という標題で掲載してございます。評価制度の概要は、以上でございます。続きまして、本日の進行について、ご説明いたします。次第の裏面にスケジュールを掲載してございますので、そちらをご覧ください。このあと、総合図書館・文書館より順次審議をお願いいたしますが、各施設の時間は 15 分を想定しております。このうち、冒頭の 5 分を使いまして、施設所管課より、施設及び評価の概要について特記事項のみご説明させて頂き、残りの 10 分で質疑応答を行いたいと考えてございます。本日は、主に総括評価票を見ていきながら、仕様書や事業計画書の内容がきちんと履行されているかといった点、また、所管課における評価が適正に行われているかといった点を中心に、忌憚なくご意見を頂戴できればと考えてございます。また、本日机上に配付した資料について、ご説明いたします。A3 の資料につきましては、田端スポーツ公園の総括評価票の差し替え資料です。変更点はマーカーにより示しています。A4 の資料につきましては、地域集会所の実績報告書の追加資料です。実績報告書の最後のページに追加していただければと思います。最後に、本日はいただきましたご意見につきましては、取りまとめた後、町長に対して答申として提出し、各施設における来年度以降の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見等ございますか。

(委員) モニタリング評価結果にある、施設類型ⅠとⅡのコメントはどこが所管しているのでしょうか。

(事務局) 施設類型Ⅰのコメントにつきましては、施設所管課にて記載をしております。

ます。施設類型Ⅱのコメントにつきましては、外部モニターからの意見を加味したうえで、施設所管課が記載をしております。

(委員長) 他に質問はございますか、また、本日の会議の進め方について何かございますか。

(委員) (意見なし)

(委員長) ないようですので、各施設の審議に移りたいと思います。まず最初に、寒川総合図書館・寒川文書館です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(長岡課長) それでは、総合図書館・文書館の総括評価結果について、ご説明いたします。担当は、教育総務課及び総務課です。総合図書館・文書館の概要につきましては、基本協定書及び、仕様書をご確認いただければと存じます。総合図書館と文書館は、同じ建物内にあることから、その建物全体の「施設の維持管理」につきましては、一括して指定管理者に委託しております。サービスの提供など事業の実施・業務運営につきましては、図書館は指定管理者に委託し、文書館は町・の直営となっております。さて、評価結果でございますが、概ね良くできていると評価しております。その中で特筆すべき事項といたしましては、図書館業務全般に関して、利用者サービスの向上を第一に考える姿勢がみられること、指定管理の二年目に入り、その点が一層印象的となっております。特に、評価項目の「人員体制」では、図書館専門職であり有資格者の図書館司書が図書館職員の60%以上、具体的には63%、20/32人を確保・維持しており、質の高いサービスを提供しようとする姿勢がありました。また、評価項目中ほどの「施設維持管理」では、利用者が好んで足を運んでもらえる施設とすべく、開館来、館内美化にも力を入れてきた図書館でございますが、指定管理者の運営になっても、これが引き継がれており、館内美化に努め、中でもトイレの清潔さは継続されており、好評を得ています。次の「利用者対応」では、図書館スタッフに対し接遇研修や内部監査（社内チェック）を実施するなどし、注意が払われており、社会教育施設の生命線は利用者対応であることを認識した取り組みとして評価致しました。評価項目の下段「事業運営」面では、指定管理者がこれまで培ってきた図書館運営ノウハウを生かして、受付、貸出など図書館の基本的サービスが着実に行われているほか、昨年の新しい利用パンフレットの作成に続き、今年度は図書館としては開館以来となるHPの刷新やInstagram・ツイッターといったSNSの開設による広報活動の推進、新規事業の「図書館祭り」の開催などを通して、若者や新たな利用者の開拓、利用者増を図る取り組みがありました。ここ数年、年間来館者数は微減となっていましたが、こうした取り組みもあり、今年度は、月来館者数が前年同月比で平均1800人の増となっており、近年で年間来館者数が多かった平成27年度の年30万5000人を上回る見込みとなっております。また、「利用者アンケート」では、利用者の意向をくみ取るもので、現在実施中ですが、今年度は館内での紙によるもののほか、WEB上でも同様の利用者アンケートを実施し、若者や館に来ない人にも意見を寄せてもらおうとする改善が見られました。なお、9月・2月のモニタリングにおける大きな課題点等はありませんでした。以上で、総合図書館・文書館の総括評価結果についての説明を終わります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町民センター・寒川町北部公民館（北部文化福祉会館）・寒川町南部公民館（南部文化福祉会館）です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(長岡課長) それでは、公民館として、町民センター、南部・北部公民館の総括評価結果について、ご説明いたします。担当は、教育総務課です。各施設の概要につきましては、基本協定書及び、仕様書をご確認いただければと存じます。では、評価結果でございますが、概ね良くできていると評価しております。その中で特筆すべき事項といたしましては、「人員体制」で、社会教育の振興を司る社会教育主事を1名から2名に増員し、さらなる公民館事業の充実を図ろうとする意向がみられました。ハード面では、「施設維持管理」で、施設の老朽化にもかかわらず、利用者がより気持ちよく利用できるようにと、指定管理者として出来るところの、館内美化や清掃に努めたり、職員自らで施設修繕等を行ったり、迅速に修理業者を入れたり、来館者が快適に、また、利用者の安全確保や不便をかけないようにしようとする体制がみられました。「事業運営」の項、および「苦情等対応」の項では、指定管理が2年目となったことで、前年一年間の寒川町での施設運営の経験と反省を活かし、特に、利用者の声や苦情等の反省を事業展開に活かして事業改善を図るとともに、公民館の利用者拡大と公民館サークルの強化を図る、サークル入会体験フェスタや、社交場をイメージした、だかしや楽校の開催、利用が少ない中・高生を対象とした講座の開催など、指定管理者が他で培ったノウハウを活用しながら、町直営のころにはなかった事業、取り組みの展開に、高い評価をいたしました。また、公民館情報の周知でも、HP、町広報・町内掲示板はもとより、タウン誌やSNSの開始により、新たな利用者開拓にも努めておりました。昨年度、指定管理一年目は、それまで町施設の管理や利用者との付き合いといった実績がない中で、試行錯誤的な所もありましたが、2年目の今年度は、施設の実情、実態を一年の経験から把握でき、実績として蓄積してきたことから、いよいよ「自らの館」という自負が見られるようになり、そうした中から、館の管理・運営に当たっていた印象がありました。なお、9月・2月のモニタリングにおける大きな課題点等はありませんでした。以上で、公民館（町民センター、南部・北部公民館）の総括評価結果についての説明を終わります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、シンコースポーツ寒川アリーナです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(畠山課長) それでは、シンコースポーツ寒川アリーナの総括評価結果についてご説明いたします。施設の概要につきましては資料をご確認ください。今年度のモニタリング及び対応状況の総括評価としては、施設の維持管理や利用者への対応についてご指摘をいただき改善を図ると共に、職員が業務上必要となるもの、若しくは意識啓発に資する研修を実施し、また、自主事業においては利用者が一層スポーツに親しみやすい環境作りに努めている状況です。そのような中、利用者からのアンケートにおいては評価も高く、現状に於いては概ね良好と判断しております。ご指摘等に対する具体の改善ですが、9月のモニタリングにおいてご指摘いただきました「施設修繕が追い付かず設備の老朽化が見られる」点につきましては、優先順位を付け利用に支障が生じないように対応を図ることに引き続き取り組んでおり、また、利用者に対する休館日や事業内容の周知については、新たにエレベータ内での掲示を行うなど工夫を凝らし改善に努めております。今回、二次評価で要改善としました「利用者の安全確保のために必要な対策を講ずる」点につきましては、具体的には急いで入館する利用者が足ふきマットにつまずき転倒した事例によるものでございますが、これにつきましては業者と対策を検討し、テープによる固定を施すところであり、また夏季における利用者への熱中症対策については、今後、熱中症指数計で図った値を体育館の利用者への周知を行い、注意を促し予防を図りたいと考えております。説明は以上となります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。

＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、パンプトラックさむかわです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、パンプトラックさむかわの総括評価結果について、ご説明いたします。パンプトラックさむかわの指定管理者は、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体で、施設の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、評価の結果でございます。全体的な評価といたしましては、良好に運営管理が行われており、概ね良くできていると、評価しております。当該施設は、公共施設として、また民間においても整備されている例が少なく、町、指定管理者ともに手探りの状態で、試行錯誤しながら管理を行っていたというのが、現状でございますが、利用種目の性質上、怪我をする確立が高いにも関わらず、この6か月の間に、大きな事故もなく管理できたことから、安全上の管理が適正に行われていたものと捉えております。また、1月5日に自転車BMX競技のタイムトライアルや、町在住でオリンピック出場が有望視されているBMX競技選手の畠山紗英さんを招いて行われたイベントを開催したことで、町内のみならず、県内や県外からの参加や集客、また新聞やTVで取り上げられるなど、施設と町のPRができたものと考えております。今後につきましては、指定管理者と連携し、安全管理の強化と魅力

ある自主事業の開催、効果的な広報活動を行い、利用の促進に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、田端スポーツ公園です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、田端スポーツ公園の総括評価結果について、ご説明いたします。田端スポーツ公園の指定管理者は、静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体で、施設の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、評価の結果でございます。グラウンドや陸上トラック、親水広場など住民が直接利用する施設については、良好な管理が行われているものの、書類の管理、緊急時のための対応マニュアルの作成、自主事業の実施など、事務的なものに関しては、改善の余地が多く見受けられる状況でございます。特に緊急時のための対応マニュアル作成、管理棟不在時の電話転送サービスの導入、自主事業の実施、そしてアンケート調査の4点については、9月に指導したにもかかわらず改善されておられません。一方、9月のモニタリングの際に指導を行い、改善されたものは、受付窓口での受け答えなど、接遇についてのみとなっております。今後につきましては、利用者の緊急時の安全確保、そして、利用が比較的少ない平日の利用を促進するための指導を徹底し、適正な施設管理となるよう努めてまいります。説明については、以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町健康管理センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(亀井課長) それでは、健康管理センターの総括評価結果について、ご説明いたします。健康管理センターの指定管理者は、社会福祉法人寒川町社会福祉協議会で、施設の概要につきましては、基本協定及び仕様書をご確認いただければと思います。まず、評価の結果でございます。全体的な評価といたしましては、良好に運営管理が行われており、概ね良くできていると、評価しております。9月のモニタリングの中で唯一、緊急時の対応マニュアルの整備についての指導を行いました。2月のモニタリングの時点では、マニュアルは作成されており、災害時等の緊急避難を想定した机上訓練についても実施されております。

説明については、以上でございます。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町地域集会所施設です。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(戸村課長) それでは、地域集会所施設の総括評価結果についてご説明いたします。現在、町内にございます宮山地域集会所をはじめとする12の地域集会所施設の概要につきましては、資料の「基本協定書」及び「年度協定書」をご確認いただければと思いますが、こちらの施設の指定管理者である「寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会」は、平成17年に設立され、地域集会所ごとに設立されております自治会を中心とした「地域集会所運営委員会」により構成されており、平成18年度以降、12地域集会所の指定管理者として、地域に密着した管理・運営を行っております。また、地域住民の連帯感の育成と地域文化活動の推進に寄与することを設置目的とした地域集会所は、地域に密着した自治会により構成されている寒川町地域集会所運営委員会連絡協議会が管理を継続することが適切であると、公募手続きによらずに選定しております。それでは、平成30年度の指定管理業務の評価結果でございますが、総括評価票にございますとおり、全体的な評価といたしましては、特に問題となるような事項はなく、概ね良くできていると評価してございます。評価項目について、いくつかご説明させていただきます。地域集会所につきましては、常駐の管理員を配置しているところはありませんが、日頃より各集会所の運営委員長とは連携が図られており、各地域で活動する団体とも協力して施設が維持管理され、地域住民の連帯感を深める施設として機能していると判断し、連絡調整については◎と評価いたしました。また、昨年度、指摘されました利用者アンケートの実施につきましては、今年度の12月1日から同月28日までのおおよそ1ヶ月の間、各集会所にアンケート用紙と回収箱を設置し、アンケートを実施いたしました。結果につきましては、「平成30年度地域集会所施設利用者アンケート集計結果」のとおりとなりますが、201名の方から回答をいただきまして、アンケート結果から見ても、良好な施設運営だと判断いたしました。特に、施設管理者の接し方や苦情等の対応については、不満との回答が0件であったことから、2月のモニタリングでは、利用者対応における接遇の観点で◎と評価いたしました。最後に、総括評価でございますが、地域集会所の管理につきましては、指定管理者制度導入以前より、問題が生じたり、苦情が入った場合にはその都度協議し、必要な指導、改善を図ってきておまして、本年度の9月と2月に実施いたしましたモニタリング時には、特に指摘すべき事項はなかったため、管理業務に「問題点はなし」といたしました。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町福祉活動センターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(内田課長) それでは、寒川町福祉活動センターの総括評価結果についてご説明させていただきます。施設の概要につきましては、基本協定書及び指定管理者業務仕様書をご確認いただければと思います。本施設につきましては、障害者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進をはかるために設置されております。指定間業務につきましては、業務の維持管理でございますが、指定管理者は本施設の設置目的である、障害福祉事業をおこなっております。下段の3、総括評価といたしましては、指定管理業務について、「概ね水準以上の内容で、管理業務を行っている。」といたしました。昨年は、今後も適切な指定管理業務を推進していくうえで、協議・調整が必要としておりましたが、毎月の報告のほか、今年度につきましては随時連絡体制がとれているため、今年度につきましては文言を外しております。戻りまして2の総括評価の（個別項目の評価）の内容についてですが、既に適切な管理ができておりますので、○といたしました。その他、特記すべき事項はございません。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
＜寒川町情報公開条例第5条第2号該当＞

(委員長) 次に、寒川町ふれあいセンターです。施設所管課より、評価結果の概要について説明をお願いします。

(鈴木参事兼課長) それでは、高齢介護課所管の「寒川町ふれあいセンター」の総括評価結果について、ご説明いたします。「寒川町ふれあいセンター」の概要につきましては、基本協定書の別表第1に管理施設一覧表、及び別表第2に管理物品一覧表がございますので、ご確認いただければと思います。なお、当施設につきましては、平成13年度社会福祉施設整備事業における介護予防拠点整備事業により、厚生労働省からの国庫支出金により、10/10の補助率により、2億5,047万2千円をいただき建設されたもので、平成15年4月10日に開所式を開催いたしました。また、「寒川町ふれあいセンター条例」の第2条には、「高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図るために設置する」と定められており、高齢者に特化した施設となっております。評価結果でございますが、全体的な評価といたしましては、概ねできていると評価してございます。その中で9月のモニタリング時におきま

して、総括評価(個別項目の評価)におきまして、1点の要改善がございました。
「指定管理業務の実施体制」の「人員体制」の中の三つ目、「労働法規等を遵守し、業務従事者等の労務管理を適正に行っている」という項目につきまして、公益社団法人寒川町シルバー人材センター職員就業規程の見直しが進んでおらず、厚生労働省神奈川労働局指導のもと、県シルバー人材センター連合会職員就業規程(H30.6.1 施行、社会保険労務士指導)を参考に改訂作業が終了し、施行にあたり理事会の承認を得る運びとなっております。内容といたしましては、職員採用時のマイナンバーの取扱や、「母性健康管理のための休暇等」や「介護に関する休業等」「育児に関する休業等」など、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」に遵守する規程になり、「定年」につきましては、ただし書きで、「本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、定年退職日の翌日から満65歳まで再雇用する。」と変更してございます。総括評価といたしまして、「施設維持管理、事業運営について、協定書や仕様書にそって履行されている。ごみの資源化・減量化等、環境への配慮に積極的に進めている。」といたしました。説明は以上です。よろしくお願いたします。

(委員長) 説明が終わりました。委員の皆様から何かご意見はございますか。

質疑の内容については、指定管理者の経営状況や事業計画等の内容を含むものであり、当該団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあることから非公開とし、選定委員会による意見については、別紙『指定管理者制度の運用に関する調査審議 意見一覧』のとおりです。
<寒川町情報公開条例第5条第2号該当>

(委員長) 各施設の管理状況の確認が終わりました。最後に、全体を通して、もしくは、本モニタリング評価制度についてでも結構ですので、ご意見がありましたら、お願いたします。

(委員) (意見なし)

(委員長) ありがとうございます。最後に、本日皆様から頂きましたご意見については、取りまとめを行ったうえで、本選定委員会からの意見ということで、町長に対し答申を行う予定ですが、その取りまとめにつきましては、事務局作成のうえ、私に一任していただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員) (同意あり)

(2) その他

(委員長) 最後に議題の「(2)その他」ですが、事務局より何かありますか。

(事務局) 事務局から、3点ございます。まず1点目として、総括評価結果に係る今後のスケジュールについて、ご案内いたします。本日皆様から頂戴いたしましたご意見につきましては、先程、委員長(副町長)からもございましたとおり、とりまとめを行いまして、町長に対し答申として提出する予定でございます。答申の内容につきましては、各施設所管課において速やかに対応し、今後の管理業務もしくは、次年度の事業計画等に反映させていきたいと考えてございます。また、総括評価の結果につきましては、年度が明けた5月に年度報告書が指定管理者より提出されますので、それを以て確定し、その後町のホームページ等で、総括評価票を公表してまいります。

	<p>2 点目でございますが、本日、外部委員の皆様には、多数の紙資料をお配りしておりますが、お配りしました資料のうち、総括評価票以下、各添付資料につきましては、以前にも資料送付文等でご案内させていただきましたとおり、本日回収させていただきますので、机上に残しておいて頂きますようお願いいたします。なお、「指定管理者制度導入に関する基本方針」と「モニタリング評価について」というマニュアルについては、お持ち帰り頂いて結構でございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>最後に、来年度の予定でございますが、平成 31 年度につきましては、更新を予定している施設はございません。従いまして、約 1 年後の年度末に本日と同様の総括評価にかかる会議を行う予定となっております。事務局からは以上となります。</p> <p>(委員長) それでは、全ての議事が終了しましたので、事務局にお返しします。</p> <p>(事務局) 本日は長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、平成 30 年度第 3 回寒川町指定管理者選定委員会を閉会します。大変ありがとうございました。</p> <p>○閉会</p>
<p>配付資料</p>	<p>各施設総括評価資料（総括評価票及び添付資料） 指定管理者制度導入等に係る基本方針 寒川町 指定管理者制度に関するモニタリング評価について ※寒川町情報公開条例第 5 条第 2 号の規定により、各施設総括評価資料の添付資料は非公開としています。</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>委員長 常盤 哲弘 （平成 31 年 3 月 24 日確定）</p>